



このような所で、周囲を気にせず 農薬を散布していませんか？



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、空き地、道端

農薬で健康被害を受けている方がいます！

農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、*公園マニュアルを参考にして農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

* 環境省 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

周辺住民等への健康被害を回避するための留意事項を掲げて作成されました。

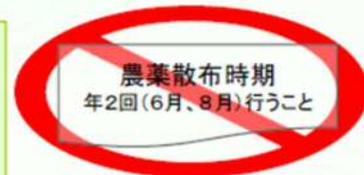
農薬使用の回数と量を減らそう

病害虫や雑草の早期発見に努めよう

観察や見回りなどを行い、病害虫被害や雑草の発生の早期発見に努めましょう。例えばガの仲間には、心化してしばらくは幼虫が集団で行動するものがあります（アメリカシロヒトリ等）。この場合、早期に発見できれば捕殺を容易に行うことができます。一方、発見が遅れると、食害により被害は増加し、幼虫は分散して捕殺が困難になる一方、薬剤の効果が低下する恐れがあります。

農薬のスケジュール散布はやめよう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。



時期だけで散布を行わない

栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種について検討しよう

作物や樹木の種類によって、病害虫による被害の発生程度は大きく異なります。さらに、ツバキ等にはチャドクガが発生し、その毒毛により皮膚に湿疹を引き起こすことがあります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選んだり、人への被害が予想される樹種を植えないなどよく検討しましょう。

連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行おう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。また、窒素肥料が過剰になると病害虫が発生しやすくなる傾向があるので、注意しましょう。

農薬以外の物理的防除を優先して行おう

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの物理的な防除を優先し、やむを得ない場合にのみ農薬による防除を選択しましょう。住宅地のそばの農地や家庭菜園などにおいても、防虫網の活用などの物理的防除に取り組みましょう。

除草剤を使用しない緑地管理の例



チップや砂利、クローバー等による空き地管理

ヤギによる緑地管理

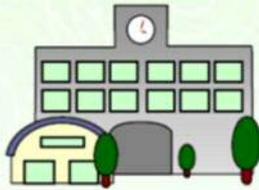


草刈りや草抜き

やむを得ず農薬を使用する場合には・・・

事前に十分な周知を行おう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。**化学物質に敏感な方が居住している場合は、必ず事前周知他十分な配慮が必要です。**周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先を含めましょう。近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学
路がある場合、
事前に学校へ連絡



看板による
事前の周知

飛散しない農薬を選ぼう

誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみ散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



フェロモン剤
による誘引



塗布

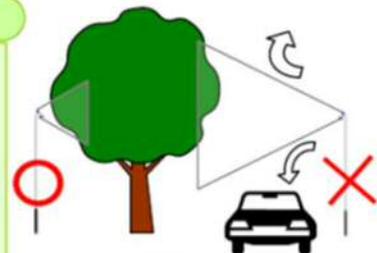


樹幹注入

農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう

農薬の散布は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。

粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、
風向きやノズルの向きにも
気をつけて散布しよう。

農薬はラベルに記載された内容に従って使おう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。



ラベルの記載例

農林水産省の登録番号
があるのを確認しよう

▽△▽フロアブル 農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分：□□□□□...30%

適用作物・害虫と使用方法

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロナシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

使用基準(使用方
法)はしっかり守る

注意事項をきちんと
読んで守ろう

かき	イラガ類	1000倍	発生 種
芝	タマナヤガ	1500倍	



注意事項

・散布調整液は、できるだけ速やかに…
・アルカリ性の強い石灰硫黄合剤、ボルドー液な

むやみな農薬の現地混用は行わない

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守り
ましょう。

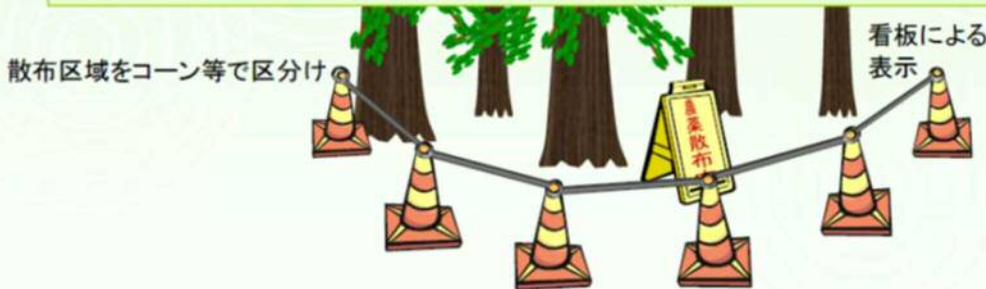
農薬の現地混用、特に有機リン系農薬同士の混用は絶
対にやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

散布区域に入らないよう対策を講じよう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。



農薬の使用履歴を記録し、保管しよう

農薬使用簿

月日	場所	対象	剤名	希釈倍数
○月△日	A公園 B区	さくら	C水和剤	1,000倍

使用履歴の記載例

農薬により健康被害を受けることがあります

農薬危害防止はあなたの心がけから

農薬は、使い方を誤れば自らの健康を損なうばかりでなく、周辺の住民、特に化学物質に対する感受性が高いぜんそくの人や化学物質過敏症の人、妊婦や子どもたちに健康被害を与えることがあります。

農薬を使用するときは、保護メガネ、マスク等を着用し、自らの被害防止を徹底することはもちろん、周囲への影響についても十分配慮しましょう

表 農薬中毒の例

農薬の種類	主な用途	症状(軽症)
有機りん剤	殺虫剤	食欲不振、胸部圧迫感、発汗、流涎、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、倦怠感、不安感、頭痛、めまいなど
ネオニコチノイド剤	殺虫剤	悪心、嘔吐、流涎、頻脈、血圧上昇 など

「農薬中毒の症状と治療法(第17版)(農薬工業会)より抜粋」

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるホームページ

「農薬コーナー(農林水産省)」 <http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

農薬の適用内容の確認ができるホームページ

「農薬登録情報検索システム(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)」

<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ

<http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>

病虫害の防除や農薬の使用についてのお問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市葦田南2-1-1

岐阜県農政部農産園芸課 電話:058(272)1111(内線)2869

岐阜県環境生活部環境管理課 電話:058(272)1111(内線)2836

〒501-1152 岐阜市又丸729-1

岐阜県病虫害防除所 電話:058(239)3161

1 介護報酬改正について

「指定居宅サービスに要する費用の額に算定に関する基準等の一部を改正する件の公布について」において改正が行われています。

2 区分支給限度基準額について

在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度基準額について、引き上げが行われました。

○要介護度別の支給限度額

	支給限度額（単位） [見直し後]	支給限度額（単位） [見直し前]
要支援 1	5,032	5,003
要支援 2	10,531	10,473
要介護 1	16,765	16,692
要介護 2	19,705	19,616
要介護 3	27,048	26,931
要介護 4	30,938	30,806
要介護 5	36,217	36,065

3 食費及び居住費（滞在費）の基準費用額について

食費、居住費への補足給付の算出の基礎になる費用について、上乘せが行われました。

ただし、利用者の負担限度額は現行の金額から変更はありません。

		基準費用額(月額)	負担限度額(月額)			
			上段:見直し後 (下段:現行)	第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,392円 (1,380円)	300円	390円	650円	
居住費	多床室	特養等	855円 (840円)	0円	370円	370円
		老健・療養、医療院等	377円 (370円)	0円	370円	370円
	従来型個室	特養等	1,171円 (1,150円)	320円	420円	820円
		老健・療養、医療院等	1,668円 (1,640円)	490円	490円	1,310円
	ユニット型個室的多床室		1,668円 (1,640円)	490円	490円	1,310円
	ユニット型個室		2,006円 (1,970円)	820円	820円	1,310円

介護保険被保険者証

番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 212019 岐阜市 岐阜市今沢町18番地 電話 (058)265-4141(代表) </div>

(一)

要介護状態区分等	
認定年月日 <small>(唐菜類等の場合は、唐菜類等サービス認定日)</small>	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
居宅サービス等	区分支給限度基準額
	年 月 日 ~ 年 月 日
	1月当たり 単位
	サービスの種類
	種類支給限度基準額
認定審査及びの意見及びサービスの種類の指定	

(二)

給付制限	内容	期	間
	支払方法変更	開始年月日	令和元年10月1日
	給付額の減額	終了年月日	令和元年10月1日
		開始年月日	令和2年10月31日
		終了年月日	令和元年10月1日
		開始年月日	令和元年10月1日
		終了年月日	令和元年10月1日
	届出年月日		年 月 日
	届出年月日		年 月 日
	届出年月日		年 月 日
介護保険種類	入所等	年月日	年 月 日
施設等	退所等	年月日	年 月 日
名称	入所等	年月日	年 月 日
種類	退所等	年月日	年 月 日
名称	退所等	年月日	年 月 日

(三)